

福岡県公報

令和七年三月十八日
第五百八十号
増刊
①

目次

訓令(第一号)

○福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (総務事務厚生課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第一号

本庁

出先機関

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県職員被服貸与規程(昭和三十七年二月福岡県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中「道路技術員」を「道路河川技術員」に改め、同表六の項中「農業工手」を「農業技術員」に改め、「い草工手」を削り、同表十一の項中「い草工手」を「い草」を削り、「機械金属は」を「試験技術員(機械金属)は」に改め、同表十五の項を次のように改める。

15 病院等において看護業務に従事する者	看護師	帽子 看護衣 子防衣 看護靴 白靴下	2年(2着) 2年(2着) 2年(2着) 2年(2足) 2年(3足)
----------------------	-----	--------------------------------	--

別表十六の項中「児童福祉施設及び女子大等」を「児童福祉施設等」に改め、同表中

十八の項を削り、十九の項を十八の項とし、二十の項から二十五の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十六の項中「農業工手、河川工手」を「試験技術員(繊維)及び試験技術員(海印)」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中二十七の項から三十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十二の項中「水産加工工手」を「水産・ダム管理技術員」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中三十三の項から三十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)